

第一国立銀行の財務諸表と渋沢栄一

Financial Statements of Dai-ichi National Bank and Eiichi Shibusawa

渡 辺 和 夫

要 旨

渋沢栄一は第一国立銀行の創設に深く係わり、設立後、総監役および頭取に就任した。本稿は、渋沢の実業思想のうち会計観に焦点を合わせて考察したものである。渋沢は銀行経営に手腕を発揮しただけでなく、会計にも精通していたことが明らかにされる。

目 次

- 1 はじめに
- 2 『立会略則』における経済自由主義
- 3 国立銀行条例および同成規の制定
- 4 第一国立銀行設立の経緯
- 5 第1回財務諸表の様式と内容
- 6 むすび

1 はじめに

第一国立銀行（現、みずほ銀行）と渋沢栄一の関係はきわめて密接であった。第一国立銀行は明治6年に設立されたわが国で最初の株式会社といわれている。当然、それはわが国で最初の銀行ということになる。渋沢は明治政府の一員として国立銀行の創設に寄与した。第一国立銀行が設立されたあとは総監役および頭取として長期間にわたり同銀行の経営に従事した。

渋沢栄一は天保11年（1840年）2月13日に豪農の家に生まれた。元治元年（1864年）2月に一橋家に出仕し、徳川慶喜の家臣となった。明治2年（1869年）11月には明治政府（民部省・大蔵省）の役人となり、同6年（1873年）に退官したあと第一国立銀行の総監役に就任した。それは33歳のときであった。渋沢の20代から30代前半の時期は、農民から武士へ、そして役人になり、さらには実業家になるというようにめまぐるしく変化した時代であった。そうしたなかで渋沢はきわめて多様な経験を積み重ねることになった。

実業家として明治6年に第一歩を踏み出した渋沢は、その後、多数の企業を設立し、大企業へと発展

させた。実業家として成功した渋沢は社会事業家としても多大な貢献をした。民間人として福祉や外交の方面でも活躍した。そうした渋沢の全体像を把握することは容易ではない。実業家として成功した背景には会計に対する深い理解があったように思われる。本稿の目的は、そうした渋沢の会計観を第一国立銀行との関連において考察することにある。

近代会計は明治6年から始まるといわれている。アラン・シャンドによる『銀行簿記精法』が出版されたのも明治6年である。『銀行簿記精法』はわが国で最初に出版された複式簿記書として知られている。複式簿記による記帳システムが近代会計にとって不可欠であったことはいうまでもない。『銀行簿記精法』は国立銀行の運営にとって欠かせないものであった。渋沢とシャンドの関係もまた親密であった。渋沢がどのような会計観や会計知識をもっていたかを探ることは興味深い点といえよう。

2 『立会略則』における経済自由主義

渋沢栄一は若い頃から鋭い経営感覚を身に付けていたようである。商売のコツを即座に理解して実践できたことは、さまざまなエピソードから知ることができる。農家では14歳のときに藍の買い入れをひとりで行い、父親から褒められた経験をもっている¹⁾。

また、一橋家においては、「廻米の法を改めること、播州の木綿を一つの物産としてこれに方法を設けること、備中に硝石の製造場を開くこと²⁾」という3つの提言をして、勘定組頭に任命されている。一橋家の領地からは良質の米が採れるため、酒屋の元米として売の方が有利であった。播州の木綿反物につい

ては、藩札を発行して買上げ、大阪の間屋に送って売捌く方法を工夫した。硝石についてはあまり成果が得られなかったようである³⁾。

明治4年、大蔵省は会社制度に関する2冊の啓蒙書を出版した。それらは『会社弁』および『立会略則』である。当時、一般の人びとは会社の仕組みについてほとんど無知であった。大蔵省は会社制度の普及を通じて企業活動の活性化を考えていた。その手始めに啓蒙活動が試みられたわけである。

『会社弁』は福地源一郎記述、『立会略則』は渋沢栄一述とされている。前者は訳書であり、後者は著作になる。二人とも大蔵省に在職中であった。『会社弁』がウェーランドの経済学その他の諸書から抄訳してまとめられたものであるのに対し、『立会略則』は『会社弁』を読む者の参考として発行されたものである⁴⁾。

渋沢の著作になる『立会略則』というのは、会社を設立する略則という意味であると解されている⁵⁾。同書には「渋沢の実業思想の真髓が込められて」おり、「明治時代で最初の経済自由主義を説いた書⁶⁾」といわれている。

『立会略則』では通商会社および為替会社の説明がなされている。通商会社というのは今日の商事会社であり、為替会社は銀行に相当する。まず、商の本質について、つぎのように述べられている。

「商とは物を商量し事を商議するの義にして、人々相交り相往來するより生ずるものなり、故に物と事とについて各思慮勘考するの私権（……）によりてこれを論究し、其善悪可否を考へ相融通して俱に利益を求むるこそ商の本義といふべし。⁷⁾」

商業活動に関して政府が干渉することは好ましくない。その考えは経済自由主義の表われといえよう。会社が利益を追求することは肯定される。しかし、それだけでは不十分であり、同時に公益が尊重されなければならない、と主張されている。

「商社は会同一和する者の、俱に利益を謀り生計を営むものなれとも、又能く物貨の流通を助く、故に社を結ふ人、全国の公益に心を用ゐん事を要とす。⁸⁾」

このように利益の追求と公益の尊重を同時に達成する見方は、渋沢の生涯を通じて実践された。そのような考えは、のちに、「論語と算盤」論や道徳経済合一説として提唱されることになる。

会計の観点から見れば、つぎのような内容が注目される。

「商社の諸帳面は之を社中に出し、勘定改方立合の上それぞれ勝手に一覽せしむべし。是商業の利得を

示し、社中の疑念を散せしむるか為なり、若し社中又は他人と紛争の事ありて政府の公裁を乞ふ時は、官吏の検査を請くべし。⁹⁾」

これは会計帳簿の監査が必要なことを指摘した文言である。

「商社得失の総勘定は半年毎に計算し、明細帳に記し、社中一同に示し、其上にて損益とも出金の多少に応じ割賦すべし。¹⁰⁾」

こちらは半年ごとに決算を行い、純損益を出資額に応じて配当すべしという内容になっている。

銀行に関しては、つぎのような記述がある。

「毎歳正月、会社本高の増減利息の総高、預り金の高等を記し、会計事務局に差出し、其写しを世上に刊行すべし。¹¹⁾」

会計事務局というのは大蔵省のような政府機関をさしている。ここでは決算内容を政府に報告し、公告により一般の人びとにも知らせることが示唆されている。銀行に対してはとくに厳しい規制が必要とされている。

以上、ごく一部を紹介したにすぎないけれども、会社や銀行の必要性が強調されていることは明らかである。明治4年の頃、わが国にはそのような知識は存在していなかった。渋沢はどのようにしてそうした知識を入手したのであろうか。『立会略則』の序文には、その点にふれた個所がある。

「此書ハ、余曾テ泰西ニ官遊ノ時目撃耳聞ニ任セテ漫録セシヲ抄出シタルモノナリ。¹²⁾」

渋沢は慶応3年(1867年)1月から明治元年(1868年)11月にかけてフランスに出かけている。パリ万国博覧会に幕府が派遣した徳川昭武に随行したものである。そのおりに会社や銀行に関する知識を獲得したと思われる。渋沢が随行員に選ばれたのは、「会計その他の俗事を取り仕切る能力¹³⁾」を高く評価されたためである。一行の金銭管理に関する仕事の主として任されたわけである。

渋沢の実業思想については、サン＝シモン主義に由来するという見解¹⁴⁾もあれば、儒教思想に基礎をおいているという見解¹⁵⁾もある。いずれにしても、会社や銀行に関する最初の知識はフランスに滞在した短い期間に獲得したものと見えよう。

帰国後、渋沢は新政府の石高拝借金を利用して静岡藩で会社の設立を実践した。それは商法会所(のちに常平倉)と呼ばれた。

「明治二年の春、……静岡の紺屋町という処に相当の家屋のあったのを事務所として、商法会所という名義で一の商會を設立し、地方の重立つた商人十二名に用達を命じ、あたかも銀行と商業とを混淆した

ような物が出来ました。¹⁶⁾」

渋沢は頭取として会社の運営にあたり、かなりの成功を収めたようである。ところが、「藩庁から、商法会所として藩の資本で商業をするのは朝旨に悖るから事実とはともかくもその名称を改正しろという用意があつて、種々の評議をした上で、常平倉という名称に改め¹⁷⁾」られることになった。

フランスで見聞した会社および銀行制度に関する知識は商法会所（常平倉）としてさっそく実践された。『立会略則』という啓蒙書の出版も実現した。つぎに渋沢が手掛けたのは株式会社としての銀行の創設であった。

3 国立銀行条例および同成規の制定

明治政府は銀行制度を創設するために伊藤博文をアメリカに派遣して調査研究を行わせた。その調査をもとにして国立銀行の制度化は実現した。

明治4年末に「ナショナル・バンク」制度を採用することが決定された。大蔵省内に銀行条例編纂掛が設けられ、紙幣頭渋沢栄一、同権頭芳川顕正等が事務を担当した。明治5年6月に草案が完成し、8月に太政官の裁可を得て、11月15日に布告第349号として公表された¹⁸⁾。

国立銀行は政府の公債証書を抵当として正金引換の紙幣発行銀行として創立された。国立銀行条例は全28条161節から成り、同成規はその施行細則に相当する。会計と関連するのは、国立銀行条例のうちの第12条、第13条、第17条および第24条であり、国立銀行成規のうちの「国立銀行報告ノ事」および「銀行諸簿冊ノ事」といえよう。

第12条第1節はつぎのように規定する。

「国立銀行ハ一ケ年四度以上其銀行ノ事務計算等実地詳明ナル報告書計表等ヲ紙幣頭ニ差出ス可シ其書式ハ紙幣頭ノ指揮ニ従ヒ頭取取締役等ニ証印スヘシ

但右報告書計表ノ類ハ銀行ヨリ新聞紙又ハ其他ノ手続ヲ以テ世上ニ公告スヘシ¹⁹⁾」

紙幣頭に対する年4回以上の報告書提出が義務づけられるとともに、公告に関する規定も存在した。

第13条は利益配当の手続きを定めたものであり、つぎのようになっている。

「第一節 国立銀行ノ頭取取締役等ハ毎年両度宛銀行ノ総勘定ヲナシ其純益を正算シ株高ニ応シテ公平ニ之ヲ分割ス可シ

第二節 右分割ノ前ニ其利益ノ正算ヲ株主一同へ通知シ且新聞紙ニテ世上ニ公告スヘシ

第三節 其公告セシ日ヨリ十日内ニテ未タ株主へ分割を為サハ前ニ其計算ヲ明瞭ニシテ紙幣頭へ差出ス可シ

第四節 右利益金ノ内少クトモ十分ノ一以上ノ高ヲ除キ置テ元金ノ二割ニ至ルマテ銀行ノ別段積金トシ臨時ノ費用ニ供スヘシ²⁰⁾」

決算は年2回行われ、持株数に応じて利益の配当がなされる。決算公告が必要であり、利益配当の前に決算書を紙幣頭に提出することが義務づけられている。また、利益の10分の1以上を別段積立金として積み立てなければならないとされている。

第17条では紙幣頭による検査役の派遣について、つぎのように規定されている。

「第一節 紙幣頭ハ大蔵卿ノ許可ニ従ヒ各国立銀行営業ノ實際ヲ詳知スルタメ定例又ハ臨時ノ検査役ヲ派出ス可シ

第二節 此検査役ハ各銀行ノ本店又ハ別店トモ事務取扱中ノ時限ナレハ何時ニテモ其用所ニ抵リ諸簿冊計表其他実地ノ取扱振ヲ詳密ニ検閲スルヲ得ヘシ

第三節 此検査役ハ先ツ銀行ノ業体ヲ視察シ銀行役員ノ処務能ク此条例ニ遵ヒ成規ニ違ハサルヤ否ヲ監督シ其検閲ノ実況ト考案ノ次第トヲ書面ニ認メ詳明ニ紙幣頭ニ報告ス可シ²¹⁾」

また、第24条では銀行簿記計表報告書等について、つぎのように規定されている。

「第一節 国立銀行ノ諸簿冊計表其他ノ諸計算書類ハ極メテ精確ニ記載シ且簡明ヲ要ス可シ尤モ諸約定書証書手形類其他ノ要書ハ堅ク之ヲ庫中ニ管守スヘシ

第二節 銀行創立及営業中ノ諸証書定款又ハ報告書計表ノ類ハ銀行成規ノ書例ニ従フ可シ²²⁾」

国立銀行条例の施行細則になる国立銀行成規にはさまざまな書類の文例が示されている。会計と関連をもつ「国立銀行報告ノ事」では、国立銀行条例第12条により紙幣頭に提出される11の書類が示されている。たとえば、①銀行実際報告、②銀行実際別段報告、③銀行利益金割合報告、④銀行実際報告刊行見本、⑤株主姓名表等が列挙されている²³⁾。

さらに、「銀行諸簿冊ノ事」として、つぎのように記されている。

「銀行諸簿冊ハ紙幣察ニテ定メル書式ニ従ヒ一様ノ手続ニテ之ヲ記載シ出納合計差引等ヲ精確ノ勘定ヲナシ明瞭ニ之ヲ記入ス可シ

但此簿冊ハ預メ入用ヲ測リテ銀行ヨリ紙幣寮へ申立成冊ヲ申受ケテ之ヲ用ユヘシ²⁴⁾」

国立銀行条例および同成規の記載内容はきわめて簡潔であり、それだけでは実務に利用できるような状況になっていない。たとえば、どのような会計帳簿が使用され、決算手続きはどうなっているのか、また財務諸表の様式はいかなるものかなど、詳細はほとんど示されていない。こうした状況について、片野一郎氏はつぎのように述べている。

「かかる事情のもとで、政府は明治5年10月英人銀行家アラン・シャンドを招聘して国立銀行経営上必要なる事務の講習を行わしめるとともに銀行簿記法を講述せしめたのである。そして、銀行簿記に関するこの講義は明治6年(1873年)12月に『銀行簿記精法』全5冊として大蔵省から出版された。²⁵⁾」

実務面の指導はアラン・シャンドに依頼したわけである。『銀行簿記精法』はその指導内容をまとめたものであり、出版前にすでに実務教育用として使用されていたことになる。アラン・シャンドと『銀行簿記精法』の関係については、別稿で論じたことがある²⁶⁾。

国立銀行の監督は大蔵省のなかの紙幣頭が担当した。そのことは国立銀行条例の条文から明らかである。渋沢栄一が大蔵大丞に就任してから第一国立銀行の頭取になるまでの経歴はつぎのとおりである²⁷⁾。

明治4年8月～5年2月	大蔵大丞
4年12月～5年6月	兼紙幣頭
5年2月	大蔵省三等出仕・大蔵少輔事務取扱
6年5月	退官
6年8月	第一国立銀行総監役
8年6月～29年9月	同頭取

紙幣頭を兼任していたのは明治4年12月から同5年6月の期間になる。それは国立銀行制度の採用が決定されてから国立銀行条例の草案が完成するまでの時期に相当する。国立銀行条例が渋沢の指導のもとで作成されたことは明らかである。

4 第一国立銀行設立の経緯

第一国立銀行設立の経緯については『第一銀行史(上巻)』が詳しい。つぎの諸項目を設けて78ページにわたって記述されている。執筆者は土屋喬雄氏である。

- 一 政府の第一国立銀行設立の勧奨
- 二 第一国立銀行の成立
- 三 渋沢栄一の総監役就任とその職務

四 第一国立銀行の開業

余録 誓詞について

第一国立銀行は三井組と小野組の資本が中心となって成立した組織である。両組は、当初、それぞれ独立した銀行の設立をもくろんでいた。しかし、政府は三井・小野両組が協力して設立することを強く希望した。政府による勧説のハイライトは明治5年5月のことである。「井上大輔、渋沢少輔事務取扱、芳川紙幣頭は、三井八郎右衛門と小野善助とを井上大輔私邸に召集し篤と協力方を告諭するところ²⁸⁾」となった。かなりの圧力がかけられたといわれている。

その結果、納得させられた両組は同年6月に「銀行創立願書」を紙幣頭に提出した。8月には、第一国立銀行創立事務所と見るべき三井小野組合銀行が為換座内に置かれた²⁹⁾。11月15日に国立銀行条例が公布されたのち、「第一国立銀行株主募方布告」が出された³⁰⁾。三井・小野両組の資本だけでなく、一般からも株主が募集されたわけである。

三井組と小野組が合わせて2万株200万円を引き受け、残り1万株の公募が行われた。1株の額面は100円であった。しかし、一般からの応募は少なく、予定した資本を集めることができなかった。最終的には、総株数2万4,408株、資本金244万800円という端数で発足せざるをえなかった。株主数は71名であった³¹⁾。なお、渋沢栄一は400株4万円を引き受けている³²⁾。

こうした状況について、白石喜太郎氏は、「胎児の時代は三井、小野の拮抗によって纏らず、愈出生に当っては此難産であった³³⁾」と表現している。

創立総会は明治6年6月11日に開催された。創立総会のことを当時は初集会と呼んでいた。開催日における渋沢の身分については、つぎのように説明されている。

「渋沢栄一はこれより先6年5月7日、大蔵大輔井上馨等と共に辞表を提出し、5月23日にいたって依願免出仕の辞令を受けて民間の人となっていたのであるが、創立総会には株主の一人として出席し重要な役割を果している。³⁴⁾」

重要な役割とは、3条からなる将来の方針を提案するとともに申合規則増補を朗読して株主一同にはかったことをさしている³⁵⁾。それらの中で総監役の必要性が説かれていた。三井組と小野組の対立により経営上の支障が生じることを懸念した渋沢は、両組の調整役として総監役の設置を主張した。頭取には三井八郎右衛門と小野善助の二人が選ばれた。

総監役に関しては、創立日の翌日、すなわち6月

12日に第一国立銀行と渋沢栄一との間で契約書が交わされている。そこでは、「試トシテ当明治六年癸酉七月一日ヨリ³⁶⁾」となっているけれども、いつ就任したのかは明確でない。開業免状が出されたのが7月20日であり、開業式は8月1日に行われた³⁷⁾。前述の経歴では渋沢の総監役就任は6年8月とされている。そうすると、総監役就任は開業式の8月1日に正式決定されたことになる。しかし、渋沢資料館発行の『常設展示図録』では、6年6月となっている³⁸⁾。その場合には創立總會のときに決定されたことになろう。いずれにしても、総監役は明治8年に廃止されている。

第一国立銀行は開業後もけっして順調な経営を続けたわけではない。渋沢のあと頭取を引き継いだ佐々木勇之助は、『第一銀行五十年小史』のまえがきのなかで、創立以来3ヵ年間に三大厄難に遭遇したことを記している。すなわち、第1は明治7年11月に大株主の小野組が破産したことである。第2は同8年に金貨騰貴紙幣下落のため、国立銀行の特典であった銀行紙幣の発行が困難になったことである。そして第3は同9年3月に大蔵省に納金局が設けられ、租税その他の金銭出納事務が引き上げられたことである³⁹⁾。こうした創業時に発生した苦難を乗り越えて、渋沢はなんとか事業を継続させることができた。

銀行経営の基本姿勢に関して、渋沢は公益重視の考え方をもっていた。

「此の銀行の経営に就いては、私は創業当時から余程積極的の考へを有つて居た。敢て銀行の利益を無視するといふ訳ではないけれども、銀行自身の利益よりも寧ろ日本全体の経済の事を先きに考へるといふ態度であった。即ち日本の実業を振興せしむるために、銀行を全国的に活用せしめるやうにしなければならぬと信じたからである。⁴⁰⁾」

また、『青淵百話』のなかでは「会社銀行員の必要資格」が解説されている。そこでは学問技術上の資格と精神上的の資格とに分けて論じられている。学問技術上の資格の第一に挙げられているのは、「簿記に熟練すること」である。

「簿記は計算の基礎でもあり、又事務中にも重要なものゝ一つを占めて居るのであるから、事務家たらんと欲する者は必ず熟練して置かねばならぬのである。⁴¹⁾」

精神上的の資格として最適なのは「常識の完全に発達した人」であると指摘したうえで、実直なること、勤勉精励なること、着実なること、等が列挙されている⁴²⁾。

渋沢は銀行経営のさまざまな面に気を配っていた。それは銀行経営の第一人者であったからこそ可能であったといえよう。

5 第1回財務諸表の様式と内容

第一国立銀行の財務諸表は「半季実際報告」と「半季利益金割合報告」と称されていた。前者は貸借対照表、後者は損益計算書兼利益処分計算書に相当する。

財務諸表の様式はいずれも勘定式である。図表1は第1回の半季実際報告であり、図表2が第1回の半季利益金割合報告になる⁴³⁾。ただし、金額は漢数字を算用数字に改めてある。どちらも明治6年12月31日の日付が付されており、会計期間は示されていない。小野善助（頭取）および斉藤純造（取締役）の氏名および押印が記載されている。実際報告の方だけに借方・貸方の記入がある。実際報告は第二書式、利益金割合報告は第五書式乙と記されている。

株金（資本金）は2,440,800円であるのに対して、純益金（純利益）は93,551円28銭である。割賦金（配当金）は54,918円であり、1株当たり2円25銭になる。資本金純利益率は3.83%であり、資本金配当率は2.25%になる。創業第1年度の決算としては順調な成果といえよう。

財務諸表と渋沢の関係についてはどのように理解したらよいであろうか。総監役という役員のトップの地位にいたわけであるから、経営内容の全体を完全に把握していたことは間違いない。財務諸表の内容についてはよく理解していたはずである。様式に関して、特別複雑な点はないと思われるので、適切に理解していたといえよう。

銀行実務および財務諸表に関しては、当時の人びとにほとんど知られていなかった。アラン・シャンドを雇用して指導を受けていた段階である。シャンドよりもよく知っていた人はいない。『銀行簿記精法』の翻訳者達やシャンドの講習を受けた人達が最先端の知識人であったといってもよいであろう。

そうした状況のなかで、渋沢はかなり熟知していた方ではないかと推測される。国立銀行制度の創設にあたり中心的な役割を果たしたことについてはすでに述べた。銀行実務や財務諸表のことを周辺の人達と一緒に学んでいたと思われる。なによりも会計に関する素養を若い頃から身に付けており、無関心ではなかった。財務諸表の構造を即座に理解したものと思われる。

借方 図表 1 第一国立銀行第 1 回半季実際報告 貸方

摘 要	金 額		総 計		摘 要	金 額		総 計	
	千	百	十	千		百	十	千	百
諸抵当公債証書					株 金				
紙幣抵当公債証書	1,182,200							2,440,800	
預金抵当公債証書	100,000		1,282,200		本社紙幣流通高			753,195	
別段積立金抵当公債証書					預 金				
創業入費					定期預金	380,637	50		
金銀有高					当座預金	62,177	76		
紙幣準備本位貨幣	510,000				手形預	236,049	86		
雑貨幣	6,559,501	27			御用準備預金	5,172,227	33		
他店切手					御用手形預金	1,092,267	49		
他店紙幣					別段預金	2,170,500		9,113,859	94
商業元	557,050		7,626,551	27	借 金				
貸 附 金					為換借				
普貸			3,250,068	32	並借				
為換貸					仕払手形				
割引貸					抵 当 金				
当座預ヶ先貸越					滞貸抵当				
公債証書					利戻抵当				
新公債証書百円ニ付五拾六円六拾銭ノ割合ニテ	45,110	97			仕払未済割賦金抵当			19,161	10
旧公債証書百円ニ付拾九円三拾銭ノ割合ニテ	73,009	81	118,120	78	仕払未済賞金				
地 金 銀					純 益 金				
質物流込					別段積立金	11,271	24		
家作					割賦金	54,918			
地所					後半季繰込	27,362	04	93,551	28
営業用									
家作			141,500						
地所									
総計			12,420,567	32	総計			12,420,567	32

(出典：片野一郎著『日本・銀行簿記精説』中央経済社，昭和 31 年，122-123 ページ。)

図表2 第一国立銀行第1回半季利益金割合報告

摘 要	金 額		総 計		摘 要	金 額		総 計	
	千	百	十	千		百	十	千	百
諸 入 費					前半季繰越高				
創業入費	6,096	35			利 益				
當繕					割引入				
什器	3,200				利足入	86,556	64		
給料旅費	12,434	89			手数料	20,454	37		
税金	550				公債証書利息	36,749		143,760	01
雑費	7,071	92			公債証書増歩				
賞金	19,161	10	48,514	26	庫舗				
損 失				7					
利 息 払				20					
				1,687					
諸 抵 当 金									
利戻抵当									
滞貸抵当									
純 益 金									
一株ニ付三円八									
三銭ノ割合ニテ									
別段積立金			11,271	24					
割賦金一株ニ付二円二五			54,918						
銭ノ割合									
後半季繰込			27,362	04					
総計			143,760	01	総計			143,760	01

(出典：片野一郎著『日本・銀行簿記精説』中央経済社，昭和31年，124-125ページ。)

6 むすび

渋沢の実業思想は多方面にわたっている。そのうち本稿では会計観に焦点をあててみた。とりわけ銀行経営との関連が主な内容になっている。経営と会計は不可分の関係にある。経営の結果を数字で表現するのが会計の役割である。渋沢はその点をよく知っていたと思われる。

最近、「日本資本主義の父と呼ばれる渋沢栄一の経済倫理思想が再評価されている⁴⁴⁾」と報じられている。現在の資本主義が方向性を見失っているためであろう。公益を重視する渋沢の見方が見直されているといってもよい。あまりにも利益の追求に傾きすぎたことに対する反省のように思われる。

資本主義と会計の関係もしばしば指摘されるように親密である。資本主義の発達とともに会計は進化してきた。資本主義の発展に著しく貢献した渋沢が

そうした会計の特色を見逃すはずはない。

会計の近代化が開始されたのとほぼ同じ時期に、渋沢は実業家としての活動を始めた。会計の世界はまだ混沌とした状態にあった。おそらく渋沢は絶えず模索しながら会計を利用する毎日であったにちがいない。

これまでの議論がきわめて素朴な内容であったとしても、それはやむをえないことといえよう。

注

- 1) 渋沢栄一著『雨夜譚——渋沢栄一自伝——』岩波文庫，昭和59年，18-21ページ。
- 2) 同書，103ページ。
- 3) 同書，104-105ページ。
- 4) 尾佐竹猛「会社弁・立会略則解題」(『明治文化全集(第9巻経済篇)』日本評論社，昭和4年，7ページ)。

- 5) 同稿, 7 ページ。
- 6) 坂本慎一著『渋沢栄一の経世済民思想』日本経済評論社, 平成 14 年, 59 ページ。
- 7) 渋沢栄一著『立会略則』(『明治文化全集(第9巻経済篇)』)日本評論社, 昭和 4 年, 114 ページ)。
- 8) 同書, 114 ページ。
- 9) 同書, 118 ページ。
- 10) 同書, 118 ページ。
- 11) 同書, 120 ページ。
- 12) 同書, 113 ページ。
- 13) 鹿島茂著『渋沢栄一 I 算盤篇』文芸春秋, 平成 23 年, 120 ページ。
- 14) 同書, 13 ページ。
- 15) 坂本慎一, 前掲書, 62 ページ。
- 16) 『雨夜譚』, 前掲書, 165 ページ。
- 17) 同書, 166 ページ。
- 18) 『明治財政史(第 13 巻)』丸善, 明治 38 年, 29-31 ページ。
- 19) 同書, 47 ページ。
- 20) 同書, 47-48 ページ。
- 21) 同書, 50 ページ。
- 22) 同書, 55 ページ。
- 23) 同書, 86-88 ページ。
- 24) 同書, 88-89 ページ。
- 25) 片野一郎著『日本・銀行簿記精説』中央経済社, 昭和 31 年, 14 ページ。
- 26) 渡辺和夫「アラン・シャンドと『銀行簿記精法』」『産業経理』第 70 巻第 2 号, 平成 22 年 7 月, 17-23 ページ。
- 27) 秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』東京大学出版会, 平成 14 年, 262 ページ。
- 28) 第一銀行八十年史編纂室編『第一銀行史(上巻)』昭和 32 年, 77 ページ。
- 29) 同書, 83 ページ。
- 30) 同書, 83 ページ。
- 31) 同書, 90 ページ。
- 32) 同書, 96 ページ。
- 33) 白石喜太郎著『渋沢栄一翁』刀江書院, 昭和 8 年, 248 ページ。
- 34) 『第一銀行史(上巻)』, 前掲書, 91 ページ。
- 35) 同書, 92 ページ。
- 36) 同書, 121 ページ。
- 37) 同書, 136 ページ。
- 38) 『常設展示図録』渋沢史料館, 平成 12 年, 渋沢栄一略年譜。
- 39) 第一銀行編『第一銀行五十年小史』第一銀行, 大正 15 年, まえがき, 1-3 ページ。
- 40) 渋沢栄一述『青淵回顧録』青淵回顧録刊行会, 昭和 2 年, 393 ページ。
- 41) 渋沢栄一著『青淵百話(縮刷版)』大空社, 平成 23 年, 348 ページ。
- 42) 同書, 350 ページ。
- 43) 片野一郎著『日本・銀行簿記精法』, 前掲書, 122-125 ページ。同著『日本財務諸表制度の展開』同文館, 昭和 43 年, 38-41 ページ。
- 44) 日本経済新聞, 平成 23 年 10 月 8 日付朝刊。

(わたなべ かずお 財務会計論)